



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年7月12日 No.108

申第29号「通勤手当等の見直しについて」に関する(基本)申し入れ 組合側の主張を一切受け入れず！

中央本部は7月12日、申第29号「通勤手当等の見直しについて」に関する(基本)申し入れの団体交渉に臨みました。

《労使共通認識》

- ◆安全・安定輸送を担う社員の通勤による疲労軽減は、通勤時間の短縮が課題である。
- ◆1時間30分以上の通勤は長いと認識している。

今、通勤手当等の見直しに該当しない社員にもスポットをあてるべきだ！

【組合側の主な主張】

- ◆首都圏の通勤事情と地方の通勤事情は違う一律の制度では不公平だ。
 - ・地方交通線に居住地があり、最寄りの新幹線駅まで車通勤を認め通勤手当を支給すべき。
 - ・通勤時間が1時間29分の社員でも新幹線通勤を認めるために「概ね」の幅を持つべき。
 - ・現行の在来線特急列車の使用が認められているモニター制度(指定区間)に限らず、営業キロ50km以上は認めるべき。
 - ・自動車等の通勤手当の支給額をガソリン代の値上げ等も考慮して見直すべき。
 - ・新幹線通勤における内方乗車は在来線2駅又は10kmとするべき。

【経営側の回答】

- ◆今回の提案内容と自動車等や在来線特急に関わる内容は現行制度で妥当。問題はない。

経営側の「現行制度で妥当」とする根拠は明確なものではなく、1時間30分の通勤時間は長いと認識をしながらも、今回の見直しに該当しない社員の通勤疲労を解消することができませんでした。

《確認事項》

通勤時間とは…自宅～勤務開始時刻

【イメージ図】

自宅	最寄駅	乗り換え	職場最寄駅	職場到着	勤務開始
徒歩 10分	普通列車 10分	接続 10分	普通列車 40分	徒歩 10分	待合わせ 10分

【勤務単位での会社対応】

勤務開始時間又は勤務終了時間(超過勤務含む)に在来線普通列車がない場合等で新幹線利用や自動車等の通勤を勤務単位で認め、通勤手当ではなく交通費など費用として箇所長承認を行い支給する。

育児・介護を含めたライフスタイルや社宅入居制限、転勤等による遠距離通勤列車ダイヤや道路事情等、通勤疲労の解消を求め継続して取り組みます